

Title	独立戦争期ニュー・ヨークの土地問題：王党派財産の売却をめぐる
Sub Title	The agrarian problem in revolutionaly New York : the disposition of loyalist estates during and after the American revolution in the southern district of New York
Author	中村, 勝己
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1962
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.55, No.7 (1962. 7) ,p.619(1)- 640(22)
JaLC DOI	10.14991/001.19620701-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19620701-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

新刊紹介

板垣与一著『アジアの民族主義と経済発展』……………山本登	80
——東南アジア近代化の起点——	
副島種典著『社会主義経済学の研究』……………平野絢子	80
高桑純夫編『人権の思想』……………白井厚	81
西村孝夫著『経済学体系と歴史』……………松浦保	82
エリ・ギンズバーク著『人間能力の開発』……………佐藤保	83
大*佐武郎訳	

独立戦争期ニュー・ヨークの土地問題

——王党派財産の売却をめぐる——

中村勝己

一 一国の近代的進化がどのような内容と形態をもつかは、封建的土地所有と産業資本との対立・決済の仕方により規定される。而してこの対立・決済の歴史具体的形態は、産業資本の発展段階によりさまざまな形態をとり得る。例えば、大土地所有、有対分割地所有、あるいは巨大特権工業対分散小工業として、即ち農民革命あるいは反独占闘争としてあらわれるが如くである。併しどの様な場合であれ、その根底に封建的土地所有——その歴史具体的形態は、段階と地域によってさまざまの形態をとる——を破棄又は改良する特定の土地問題がなければならぬ。而して、土地問題の具体的形態は、一方では該封建的領主制の内部編制とその強度、他方ではその胎内で生長して行く農民の社会経済的地位と、この両者の関係により決まる。

ここでとりあげるニュー・ヨークは、「タウン・システム」により独立自営農民層を広汎に創出して行ったニュー・イングランドや、白人又は黒人の不自由労働を使用するプランテーション制の展開した南部とは異なり、むしろヨーロッパの荘

園制と種々の点で類似点をもつ「パトルーン」制や「マナー」制を有しつつも、それらが崩壊されて次第にニュー・イングランド型の土地制度へ接近して行く点で、アメリカの土地制度史上に特異の位置を占めている⁽¹⁾。本稿はこの封建的色彩の濃いニュー・ヨークの土地制度が、独立戦争期の王党派財産の没収・売却処分を通じて、どれほど崩壊され近代化されたかを究明しようとするものである。

(1) アメリカ土地制度史における北・中・南部の特質については、平出宣道『近代資本主義成立史論』第一篇、鈴木圭介「農業における資本主義発達の二つの道——『アメリカ型』と『プロシヤ型』——」(大塚・高橋・松田編『西洋経済史講座』IV所収)、中村勝己「植民地アメリカの土地問題」(増田・小松・高村・矢口編『社会経済史大系』VI近世後期I所収)参照。

二

オランダの制規組合「ニュー・ネザールランド組合」又は「合同ニュー・ネザールランド商人組合」(一六二四年)および特権商人団の圧力により再び形成された「オランダ西印度会社」(一六二二年)はともに「東印度会社」型の専制的私拿捕企業であった⁽¹⁾。一六二九年六月七日附の特許状「*Freedom and Exemptions*」には「パトルーン *patron*」の規定を含んでいた⁽²⁾。「パトルーン」は与えられた強大な領主的諸権利の上に広大な所領を建設して行った⁽³⁾。オランダ時代に一時衰退したが、その末期には再び勢をもり返し、イギリス時代(一六六四年以降)に入ってもオランダ時代以来の土地所有権は確認されただけでなく、総督ら高級官吏と植民地大地主との結託⁽⁴⁾によって、大規模なマナーが相次いで創出され、「若干の被付与者から購入する以外に土地を入手して入植する事は不可能だ」といわれ、「全植民地が約三〇名に結果において分割された」といわれた程であった⁽⁵⁾。大マナー領主達はこの広大な所領に立って、独立戦争に到る迄植民地を政治的・経済的・社会的に支配した⁽⁶⁾。パトルーン制又はマナーの歴史的 성격については、法制史家と歴史家の間に意見の一致を見ていない⁽⁷⁾。イギリス時代のマ

ナーの原型はオランダ時代に創出されたレンセラースウィック *Penslaerswyck* であるといわれているが、その本質は何か⁽⁸⁾。法制史家ニッセンソンによれば、この大所領はオランダ西印度会社から付与された世襲の封 *fief* or *feud* で遺言相続を許されていたが、一六四一年二月五日附で当主キリアンの請願によって何びとに対しても遺言相続 *verfa testandi* 出来る自由が認められて以来、封の残っていた本質的特徴が失なわれて了った故に、最早所領は通常の非封与地⁽⁹⁾と化し、現実であれ貨幣代納であれ如何なる奉仕にも、又如何なる分割・譲渡権の制限にも服さぬ点で、当時のオランダ及び蘭領アメリカ植民地の土地保有の大部分と異らぬ様になった⁽¹⁰⁾。他方、スポールディングはパトルーンを、凡ゆる狩猟権・漁獲権・水車権と無制限の刑事裁判権をもっている故に、マナーであるとしている⁽¹¹⁾。ゲーベルは「アメリカのマナーを理解するのにイギリスのマナーの生成と発展を知る事は全く重要でない。重要なことは人々が一七世紀にそれをどの様なものと考えたかという事だけだ⁽¹²⁾」としている。たしかにヨーク公は、オランダの報復・インディアンの襲撃及びニュー・イングランドの共和主義という三重の脅威に対抗する為に、実質的にはパラティン領主やイングランドにおける国王に優る強大な権限を与えられていたし、巨大マナーの創出にもかかる政治的・軍事的含みが考えられるであろう⁽¹³⁾。しかしマナーに「封建的」とか「準封建的」とか、又「隷農なき封建制」とかいうレッテルをはるより重要なこと⁽¹⁴⁾は、領主に与えられた強大な経済的・政治的権力をどのような性格のものとして理解するかである。マナー領主は土地所有権、保有地復帰権、狩猟・漁獲・水車権の外に無制限刑事裁判権、文官及び聖職者任命権を与えられていた。屢々マナーの封建性の指標とされた領主裁判権についていえば、例外を除きマナー領主は *court-leet* と *court-baron* の開設権を与えられていたが、マナー裁判所からの上訴の記録が僅かに一例しか現存しないので、恐らく *court-baron* は一六九一年以前には存在したが、*court-leet* は開設されなかったのだらうとするのが普通である⁽¹⁵⁾。併し、マナー裁判所が開設されなかったのは、マークが鋭利にも指摘したように、第一に、住民のある者が治安判事を嫌悪した為、ニコルズ総督は、ニュー・イングランドから入って来たタウン・コート制を認めた。

かくてタウンや郡の裁判権がマナーのそれを吸収し(一六九一年以後は逆に治安判事が吸収)、マナー領主は総督の治安権の下に自らの権限を行使する事を便宜としたこと、第二に、登録保有制が行われていなかった為、領主裁判所の登録機能は必要でなかったこと、第三に、中央及び地方植民地行政当局が地方の法律を支配したから、マナー領主は上級権力に從属することにより実質的に政治的・経済的権力を保持出来たからである。要之、領主裁判権は、領主が植民地当局の権力に從属することによって代位補充されていたので、マナー裁判所が実際に機能しなかった理由も実はそこにあったと考うべきであろう。問題はこの段階の領主権力が総体としてどの様な構造をもっていたかである。

免役地代の負担も領主の地位を示している。巨大マナー領主は免役地代の負担を極度に軽減されている⁽¹⁸⁾。その上所領規模に比して殆んど問題ならぬ額の地代さえ、必ずしも徴収されなかった。リヴィングストン、フィリップス、ヴァン・コルトラント及びヴァン・レンセラールの所有地で鋤を動かしている者達がこの詐欺と苛斂誅求を何と考えたかはいう迄もない。免役地代増徴の試みが成功しなかったのは、一つには代議院内の地主勢力の強い反対があったからである⁽²⁰⁾。

(1) 一六二二年の特許状には土地所有に関する規定を含んでいなかったし、一六二八年三月二〇日附の特許状は現実には農業植民地建設の為に利用されなかった。Harris, Marshall, Origin of the Land Tenure System in the United States. Ames, 1953. p. 209. 「ニュー・ネザールランド組合」及び「オランダ西印度会社」の背景及び性格については、大塚久雄『株式会社発生史論』後篇第三章、同「十七世紀における東印度貿易と新大陸貿易との対立」ウイルレム・ユセリックスの眼に映じた東印度貿易(ともに『近代資本主義の系譜』所収)、同「十七世紀初頭における和蘭商業資本躍進の経済的基礎」(『社会経済史学』第四卷第九号)、同「オランダ型貿易国家の生成」(『西洋経済史講座』Ⅳ所収)、栗原福也「近世前期オランダ毛織物業——ライデン毛織物業の場合」(『社会経済史大系』Ⅱ所収)、Nissenson, S. G., The Patroon's Domain. N. Y., 1937. pp. 3—20 参照。

(2) MacDonald, William, Select Charters and Other Documents Illustrative of American History, 1606—1775. N. Y., 1906. pp. 43—50. 所収。Nissenson, op. cit., pp. 21—30; Osgood, Herbert L., The American Colonies in the Seventeenth Century. 3 vols. N. Y., 1904. Vol. II. pp. 30—31; Bidwell, Percy Wells and Falconer, John I., History of Agriculture in the Northern United

States, 1620—1860. N. Y., 1941. pp. 62—63. 拙稿「植民地アメリカの土地問題」一七五—一七六頁。

(3) その中最も有名なものが、同会社重役・商人 Kilian Van Rensselaer のそれであったことは周知の如くである。レンセラール一派は同会社内部では、純然たる私拿捕・商業派に対して、船載拠点としての農業植民地建設を主張していた。Harris, op. cit., p. 209.

(4) これらの中ヴァン・レンセラール、リヴィングストン、フィリップス及びヴァン・コルトラント領が農民の攻撃の的となった点は後述する。イギリス総督中フレッチャー、コーンバリ、モントゴメリー、コスビー、クラーク及びクリントンらは莫大な面積を収賄により付与し、「公共道徳の最低水準に達し」、「ヘロモント、ハンター及びバーネットら総督の努力もこの放恣と腐敗を如何ともする事が出来なかった。マークは、総督と彼をとり巻く植民地大地主・大商人と本国議会の結合が、清廉な総督にとって余りに強大であったことを詳細に述べた。Mark, Irving, Agrarian Conflicts in Colonial New York, 1711—1775. N. Y., 1940. pp. 19—49; Fox, Edith M., Land Speculation in the Mohawk Country. Ithaca, 1949. 拙稿紹介「アメリカ植民地に於ける土地投機の一研究」(『社会経済史学』第二一巻第五・六号)。

(5) Osgood, op. cit., II. pp. 31—32; Harris, op. cit., pp. 212—214; Bidwell and Falconer, op. cit., pp. 63—64.

(6) エインブラム・ダ・ハイスターの葬儀には植民地の目ぼしい大土地所有者が多数親戚として列席したし、またダランシー家やリヴィングストン家の葬儀の場合にも同様の現象が見られた。彼らは相互に姻戚として結びついていた。又一七三〇—一七七六年に、最高裁の首席判事三名中二名 (James Delancey, Daniel Horsmanden)、陪席判事十名中九名 (James Delancey, Frederick Philipse, D. Horsmanden, Wm. Smith, Robert R. Livingston 等) 一七五〇—一七七六年の register, surrogate (登記官・遺言検認判事) 七名中六名 (Philip Livingston, G. Banyar, Edward Fanning 等大土地機業者他)、海事裁判所判事四名の全部 (D. Horsmanden 等) 一七五二—一七七六年の検事総長四名の全部 (Wm. Smith, Wm. Kempe, J. T. Kempe, 及びリヴィングストンの義兄弟 James Duane) 一七三〇—一七七六年の attorney 三名中二名 (D. Horsmanden, Livingston 家、Van Cortlandt 家、Smith 家、Peter Van Schack 等) 一七五〇—一七七六年の参事二十八名中十五名 (D. Horsmanden, Alexander 家、John Watts, Smith 家、Ph. Livingston, Delancey 家) 代議院議員の一部 (Wm. Beyer, H. Beekman, G. Clinton, Delancey 家、Livingston 家、Frederick Philipse, Philip Schuyler, Pierre Van Cortlandt, J. B. Van Rensselaer, John Watts など) は大土地所有者により占められていた。しかも彼らは公職をいくつも兼ねていた。彼らの中に後述の王党派として財産を没収されたものも含まれてくる。Mark, op. cit., pp. 85—106.

(7) それらは一体ヨーロッパの封建的荘園——古典的段階のそれでないことは言うまでもない——と対比出来るのか否か。出来るかすればどの様な意味で、どの様な点が対比されるのか。出来ないかすれば、どの様な意味で然るのか。問題の解明には広汎な視野と鋭利な

分析を要し、その困難さは筆者の能力に余る。

- (8) Mark. op. cit., p. 50.
- (9) 受封に際しての忠誠宣誓 *homage* や儀式 *investiture* はもはや「無意味な一象徴」にすぎなくなっていた。Nissenson. op. cit., p. 332.
- (10) Nissenson. Ibid., pp. 329—332; 同様の見解をウェストチェスター郡史の著者タランシーも表明している (Delancey, Edward Floyd. *The origin and history of manors in the New York and in the County of Westchester*. (Scharf, Thomas. *History of Westchester County, N. Y.* Philadelphia, 1886, 2 vols. Vol. I, pp. 31—160). 但し、一六八五年一月四日の特許状は荘園裁判所 *court-leet*, *court-baron* 開設権、地代不払に対する差押権を与えている。Mark. Ibid., p. 51, note 7.
- (11) Mark. Ibid., p. 51, note 6.
- (12) Mark. Ibid., p. 52, note 12. 傍点筆者。マーベル Goebel は特許状・土地保有制度及び本国対植民地関係を分析した結果、ニュー・ヨークのマナーは法律的政治的封建的だと結論している。Mark. Ibid., p. 52.
- (13) ニコルス総督もトライオン総督もかかる見地から考えていたと云う。Mark. Ibid., p. 53—54, note 16; Andrews. Ch. M. *The Colonial Period of American History*, 4 vols. N. Y., 1934—8. Vol. 3, p. 121.
- (14) Mark. Ibid., p. 55. 痛烈な皮肉、否、問題の困難や—
- (15) Lloyd manor の場合。Mark. Ibid., p. 56 note 28.
- (16) Goebel はコート・ブロンは記録されないうこと、現実に運営されたマナー裁判所の為の伝聞証拠 *hearsay evidence* のみが残っているために、かかる記録が残っている場合のみ開設されたのだと考える人があるのだ。と指摘し、その開設可能性を認めつつも、史料の欠如の故に結論を保留している。(Mark. Ibid., p. 57, note 33) それはとにかく、問題は以下の点にあるであろう。
- (17) 総督ら植民地高級官吏とマナー領主らとの腐敗した癒着関係については、前註(4)参照。但し、マナー領主の同意なしには治安判事及び警吏のマナー内立入は許されなかった。又レンセラー、リヴィングストン及びコルトランドの三大マナーは植民地議会に代表を送る権利を与えられていた。Nissenson. op. cit., pp. 239—241, 275; Mark. Ibid., pp. 58—59.
- (18) 平出、前掲書六九—七三頁、鈴木、前掲論文三〇—三二頁、木村喜久弥「植民地時代の北米に於ける解放地代について」(「社会経済史学」第一四巻第一号)
- (19) 免役地代が一〇〇エーカー当り小麦一ブッシェル又は二シリング六ペンス (Nettels, Curtis. P. *The Roots of American Civili-*

zation. N. Y., 1938. p. 309; Bidwell and Falconer, op. cit., p. 64. Mark. Ibid., p. 60.) であったのに、驚く勿れ、コルトランド領八六、〇〇〇エーカーに対して四〇シリング、フィリップス家一五六、〇〇〇エーカーに対し四ポンド二シリング、リヴィングストン領一五〇、〇〇〇エーカーに二シリング、レンセラーズヴィク、〇〇〇、〇〇〇エーカーに対し小麦五〇ブッシェル……であった。Mark. Ibid., p. 60; Nissenson. Ibid., pp. 305—306.

(20) Mark. Ibid., pp. 60—61.

一方、このような領主支配下で農民はどのような条件の下にあったか。ペロモント総督が「封建的主従制 *vassalage*」と呼び、コールドン総督も「イギリスの普通の農民よりどうみても劣る」とした⁽²¹⁾ニュー・ヨークの農民はどのような条件で土地を獲得したか。彼らの土地利用の条件は領主により、又同一領主でも、その土地の権原と契約の時期により異った。一八世紀の自由保有地の譲渡にあっては、完全所有権の譲渡であるに拘らず、永久に年々現物又は貨幣で地代を支払うこと、水車権及び採掘権は譲渡者が保留し、保有地の第三者への譲渡に際しては譲渡価格の $\frac{1}{2}$ 又は $\frac{1}{4}$ を譲渡者に納入すべきこと、契約不履行時には譲渡者による土地取上げが許されるべきこと、場合によっては賦役の提供・免役地代の支払なども規定している。定期借地にあっては、期限は一二年又はそれ以上で、現物地代(分益制を思わせる)及び賦役が要求され、領主に有利な保有地復帰権は農民に不利な契約を強いることとなる。加えてマナー固有の慣習があり、代議院選挙に際しては領主の特別選挙区 *pocket borough* としてマナーが用いられるのを助けざるを得ないし、僧職推挙権・教会生活の監督などは農民にとってマナーとその領主を頗る不快なものにしたが、⁽²²⁾何にもまして農民の意欲をそいだのは、保有権の不安定と劣悪さであった。若干の大所領の例を見ると、レンセラー家⁽²³⁾は一七世紀末以後には売却をしない方針を堅持し、⁽²⁴⁾現物(小麦・鳥又は兩者)か貨幣形態の永久地代と「 $\frac{1}{2}$ 又は $\frac{1}{4}$ 譲渡許可料」、荷車・馬附三日賦役、保有地復帰権・水車権・採掘権・伐木権が保留され、裁判権に服せしめられた。定期借地期限は一七世紀半で一二年(大抵六年)、十分の一税を負担し、毛皮取引の禁止、許可なくしての外来者の宿泊禁止、一八世紀には借地期限一二年、保有地復帰権の留保、地代に加えて一

切の公租公課の負担というが如くであった。⁽²⁵⁾ リヴィングストン家の場合も同様である。⁽²⁶⁾ ヴァン・ゴルトランド家の場合は、借地期間はかなり長期か二代に及び、地代も低額で、価格さえ折合えば売却の意志あり、売却の相手を選ばず、契約更新も自由であった。譲渡認許料も稀で、一七三四年迄は代議院への代表権さえ行使しなかった。それ故肥沃な土地と勤勉とはコルトランド領農民の地位を前二者より幾分良好なものとした。⁽²⁷⁾ フイリップス家の場合、ハイランド・パテントでは小作農の多くは当初からの農民で、四九の保有地(九、四〇〇エーカー)から二〇〇ポンド(平均二〇〇エーカーから四ポンドの地代)を徴収していた。フイリップスバラの場合は一エーカーたりとも売却せず、借地証書さえ作成せぬ一代限りの契約で、遺贈は領主の許可を要し、小作農が自己の改良を売却するには領主の同意と、売却価格の1/3の認許料を要した。⁽²⁸⁾ スカイラー領・デューアン領でも事情は同様であった。⁽²⁹⁾ かくの如く大領主達による大量の土地集積・農民土地保有権の不安定が小農民の発展に悪影響を与えた事は明白である。コールドデン総督によると、ニュー・ヨークは他の植民地に比較して人口増加率が低度であり、マナーの近く(内部にはない!)に定着改良する事は、マナーの境界拡大とそれに伴う不断の係争・裁判の為に、貧農にとり破滅を意味した⁽³⁰⁾という。しかもこの事は、かの大投機業者ピーター・ヴァン・シャックさえ自認していたのである。⁽³¹⁾ 又イギリスからのコモン・ローの導入は植民地の地主層に有利に作用した。登記制度、抵当権登記制、土地権原確定関係法などは地主層の権利を保障せんとする努力の結果である。限嗣相続制・長子相続制も土地貴族の発展に寄与した。⁽³²⁾ かくて大土地所有者の支配は確立した。「鋤をひく手は法を書く手ではなかった」⁽³³⁾。

以上述べた所で明白な様に、マナー制下の小農民の経営の改良・自由な発展にとって桎梏となっているのは、差当り、借地期限の短かさ、保有権の不安定、地代・公租公課の負担、譲渡認許制などであり、一言にしていえば、農民の土地に対する権利の弱さである。そしてその根底にあるものは大領主——農民をめぐる土地所有関係であり、更にその背後にはこの大領主制を足がかりにしてニュー・イングランド(II)かの「タウン・システム」によって創出されて来る独立自営農民、その政治的要

求である共和主義、宗教的なそれであるピュリタニズム)を抑圧しようとしたイギリス本国があった。この矛盾は、大領主制のこぶを小生産者・小市民が爆破することによって解決される。而してこぶの爆破は独立につながる。ここに独立戦争期の王党派財産の売却とその社会的分布がとりあげられるのは、実はこうした関連においてなのである。

- (21) Mark. op. cit., p. 62.
 (22) Mark. Ibid., pp. 62—65.
 (23) 参考 paternalism 及び Nissenson, op. cit., p. 72, 73, 81, 108, 109; Mark. Ibid., p. 86.
 (24) Nissenson, Ibid., p. 48 ff.; Mark. Ibid., pp. 66—67. 不労主義に対する農民の攻撃は反地代闘争となってあらわれた。Cheyney, E. P., The Anti-Rent Agitation in the State of New York, p. 14, 25.
 (25) Nissenson, Ibid., p. 44, p. 54. 以下。
 (26) Mark. Ibid., pp. 68—69.
 (27) Mark. Ibid., pp. 69—71.
 (28) Mark. Ibid., pp. 71—72.
 (29) Mark. Ibid., pp. 72—73.
 (30) 「ヘドムン河を渡ればシャージャーでは自由保有地が二束三文で買えるというのに、デリウス氏やスカイラー大佐やリヴィングストン氏の劣悪な小作人になろうなどという馬鹿者がどこにいるか」とは総督ヘンロモントの言である。Mark. Ibid., p. 74.
 (31) Mark. Ibid., p. 74.
 (32) Mark. Ibid., pp. 75—84.
 (33) Mark. Ibid., p. 84.

三

王党派財産の没収は、一七七五年八月三日利敵行為者の武装解除・拘禁・財産管理を規定した法律に遡及し得る。⁽¹⁾ 翌七六

年六月大陸會議は反逆罪を規定し、ニュー・ヨークでも王党派財産の没収規定が整えられるに至った。七七年三月没収財産の公売などのためにイギリス支配下の地域を除く各郡に「管理委員 Commissioners of Sequestration」が任命された。⁽³⁾ 委員の活動は各郡により異なり、「義務を怠ったり熱心すぎ」たりしたため、一七七九年には委員を監督する六名から成る委員会が設けられたのは興味深い。⁽⁴⁾ 本稿では動産の没収・公売については触れないことにする。⁽⁵⁾ 不動産の没収を求めた法案は当初種々の理由で成立しなかったが、一七七九年一月二二日附の法律は、ニュー・ヨークの最有力者五九名の名をあげて事実上 *de facto* 有罪と断じ、財産の没収、邦内で発見されれば処刑されるべきこと、起訴されて出廷しない場合は全財産を没収するべきこと等を規定した。⁽⁷⁾ この五九名の王党派の中には、総督二名、参事七名、最高裁判事二名、検事総長一名、エスクワイア二四名、その息子二名、ニュー・ヨーク市長一名、ナイト二名、ジェントルマン四名、ニュー・ヨーク市商人九名、聖職者一名、ヨーマン一名、妻三名が含まれていた。⁽⁸⁾ 右以外の者については個別的に審議・判決された。知事は「邦の大きな地方」毎に「没収委員 Commissioners of Forfeiture」を任命する権限を与えられていた。ニュー・ヨーク(ニュー・ヨーク市を含む)、キングズ、クイーンズ、リッチモンド、サフォーク及びウェストチェスターの諸郡を含む南部地区二名、ハドソン河流域のダッチズ、オレンジ及びアルスターの諸郡を含む中部地区一名、シャローロット、カンバーランド及びグロースター郡を含む東部地区一名、オルバニー及びトライオン両郡とモホーク河流域を含む西部地区三名であるが、この没収委員達の顔触れを一瞥して、ひとはそこにかのパトルーン、マナー領主的な大土地所有者の名を発見して驚くであろう。⁽⁹⁾ 委員会は没収財産の処分当り、次の原則を以てした。公売は該財産の所在する郡毎に、二つ以上の新聞に六週間前から公示して行われるべく、入札価格が委員会の評価額に達しない場合は売却は延期し、適当な入札が行われぬ場合は私的売買にすることが認められた。没収財産に関する抵当権・債権の処理に関しては別に規定されていた。⁽¹⁰⁾ 代金の支払は金銀・紙幣又は州債を以て行わるべく、代金は1/3を購入時に、残額を所定期限以内(後には九ヶ月、次いで四ヶ月)に支払うべきこと、⁽¹¹⁾ 委員は権利

証を発行し、各郡毎に地図・報告書及び売却摘要を作成すべきこと、没収委員が職権を利用して土地投機をする事は厳禁されるべきこと、⁽¹³⁾ 委員はその労働に対する報酬として手数料又は日当を支給されるべきこと、⁽¹⁴⁾ 売却地は適宜分割して可なるも一区画が五〇〇エーカーをこえることは好ましくならざることなどが規定された。⁽¹⁵⁾

- (1) Flick, Alexander Clarence, *Loyalism in New York during the American Revolution*. N. Y. 1901. (*Columbia University Studies in History, Economics and Public Law*, Vol. XIV, No. 1) pp. 136—137.
- (2) New York, Kings, Queens, Richmond, Suffolk の各郡は「ロイヤリストの堡壘」であり、一七七六年九月から七カ年間イギリスの支配下であった。委員は任命されなかった。ウェストチェスター郡のみは没収委員会の働いた唯一の郡である。Yoshpe, Harry B., *The Disposition of Loyalist Estates in the Southern District of the State of New York*. N. Y. 1939. (*Columbia University Studies in History, Economics and Public Law*, No. 458) pp. 15—16.
- (3) Flick, *op. cit.*, p. 139 f.
- (4) Flick, *Ibid.*, pp. 140—141.
- (5) 動産の没収・売却については Flick, *Ibid.*, pp. 141—145.
- (6) Flick, *Ibid.*, p. 146.
- (7) Flick, *Ibid.*, pp. 146—149.
- (8) その名前については Flick, *Ibid.*, p. 147; Yoshpe, *op. cit.*, pp. 17—18.
- (9) Flick, *Ibid.*, pp. 150—153; Yoshpe, *Ibid.*, p. 24. 聖職者 Jeremiah Van Rensselaer, 南郷の Isaac Stoutenburg, Philip Van Cortlandt などは大土地所有者の一族である。
- (10) Flick, *Ibid.*, p. 149; Yoshpe, *Ibid.*, p. 25.
- (11) Yoshpe, *Ibid.*, pp. 25—26, note 37.
- (12) Flick, *Ibid.*, p. 150; Yoshpe, *Ibid.*, p. 26. 下記の Abstracts of Sales of Loyalist Estates. 特にニュー・ヨーク、ウェストチェスター両郡のそれが本稿の分析に利用されている。
- (13) Flick, *Ibid.*, p. 150.
- (14) Flick, *Ibid.*, p. 150; Yoshpe, *Ibid.*, pp. 26—27. 南部地区では売却額の1・二五%の手料を、東・西・中部地区では実働日当二

四シリングを支給された。南部委員 Isaac Stoutenburg, Philip Van Cortlandt は売却額四六三、八〇四ポンド八シリング六ペンスに
 対して五、七九七ポンド一シリングを受取っている。この売却額は五〇二、七〇九ポンド一シリングだったともいう。
 (15) Flick, *Ibid.*, p. 149.

さて、このような原理に立つて行われた没収財産の処分は、ニュー・ヨークの大土地所有制を打破し民主化を促進するた
 めにどれだけ有効であったであろうか。今世紀の初頭にフリックはその先駆的労作に於て、史料を提供しつつ自らこれを分
 析して曰く、王党派財産の没収・売却は元来反逆者への処罰として行われたものであるが、それによって邦(州)が約三六
 〇万ドル相当の財産を獲得したこと以上に、それはヨリ重大な結果を齎らした。その結果とはニュー・ヨークの社会組織に
 おける封建的要素を弱めたことである。独立戦争はこの様にして政治的諸権利のみならず土地所有の民主化運動だった。
 ダランシー家、ジョンソン家、スキーン家、ジョン・タボー・ケンベ、ジェサップ家、ビヴァリ・ジョンソン、ロジャー・
 モリスその他の如き少数の貴族的地主達によって、邦の大部分の土地が所有されていたのが、今や彼ら地主の奉公人や小作
 農の手に土地が所有されるようになり始めた。大きなマナー・パテント・エステイトは、或程度小地片に分割され、有利な
 条件で平民に売却された。たとえ王党派の未亡人や息子が、その財産を買戻すことがままあったとしても、それは通例では
 なかった。たとえば、南部地区のジェイムズ・ダランシーの財産は約二七五名の異なった人々の手に渡ったし、パトナム郡
 のロジャー・モリス被没収所領五万エーカーは約二五〇名に売却された。中部及び北部の大所有地も一〇〇—五〇〇エカ
 ーの農場に分割されて貧農に売却された。運動は全体としては、水平的・平等的・民主的であつて、新しいニュー・ヨーク
 州に永久的な社会的結果を遺した⁽¹⁷⁾、と結論する。フリックの古典的労作はその後四〇年近く通説であつたが、ヨシユブの精
 力的且つ忍耐強い史料蒐集とその分析⁽¹⁹⁾が発表されて以来、フリックの民主化説に疑問をはさむ史家が多くなって来た。すな
 わち、ヨシユブは、王党派財産の多く存在したニュー・ヨーク、キングズ、クイーンズ、サフォーク、リッチモンドの諸郡で

は、富裕な商人・大地主・自由業者らが利潤と社会的地位を求めてその大半を獲得したし、ウェストチェスター郡でも、多
 くの元小作農が土地を取得して自由農民になったとはいへ、それは富農に限られ、程度こそ異なれ富裕な商人・大地主らが
 獅子の分前に与つた点で他郡と異なる所はない。総じてニュー・ヨーク南部に関する限り、土地制度の民主化は極めて限ら
 れた範囲で云い得るにすぎない、としてかなり否定的な見解を表明している。今日ではこの問題に関する限り、ヨシユブ説
 は多くの追隨者⁽²⁰⁾をもち、一応定説化しているようである。本稿は、フリック、ヨシユブ両説を、彼らの蒐集・整理した史料
 に遡及して力の及ぶかぎり検討し、問題をニュー・ヨーク、ひいては、アメリカの土地制度史の中に位置づけんとする拙な
 きところみである。

(16) Flick, *op. cit.*, Appendix, pp. 215—272.

(17) Flick, *Ibid.*, pp. 159—160. フリックの労作は王党派財産の売却を財政収入という観点から見るという方法を払拭しきれないでい
 るが、より重大な社会的結果として、土地所有関係の民主化をあげている点で、方法上注目すべきものをもっている。但し、購入者が
 数百名に上るといふことを以て「水平的・平等的・民主的結果を遺した」と速断しているが、フリックの集めた史料自体が然らざるこ
 とを示している。後段参照。

(18) 例えはかの古典 Jameson, John Franklin, *The American Revolution Considered as a Social Movement*. 1929, 1950 (Peter
 Smith, edition). 久保芳保訳「アメリカ革命」(未來社「社会科学セミナー」27)第二章「革命と土地」もこの線上にある。なお邦訳
 卷末解説参照。

(19) Yoshe, *op. cit.* 彼がその書で先立って二つの論文「The Delancey Estate. Did the Revolution Democratize Landholding
 in New York?」(*New York History*, XVII, 1936, pp. 167—179); 「The Disposition of Philipse Manor after the Revolution」
 (*Quarterly Bulletin of the Westchester County Historical Society*, XIV, 1938, pp. 81—95). が、その「発表年代や表題からみて
 恐らく本書にその内容が収録されていると思われる。」

(20) 例えは East, Robert A., *Business Enterprise in the American Revolutionary Era*. N. Y., 1938, p. 225 note 49; Williamson,
 Harold F. (ed.), *The Growth of the American Economy*. N. Y., 1944, p. 63. 及び Robert B. Morris が「モントペリエの同様の
 意見を述べている。」

(21) この問題に関する研究史は次の如き制約に立っている。(1) 史料的にいって、ニュー・ヨーク南部地区では、ニュー・ヨーク郡とウエストチェスター郡以外は史料の減失がひどく (Flick, *Ibid.*, pp. 155—157, p. 273. 以下の史料解題 Yoshe, *Ibid.*, p. 52 note 79, p. 210. 以下の史料解題を参照)、又南部地区以外の研究は進行していない。(2) 没収委員の作成した「売却摘要」と「登記簿」「譲渡簿」などは必ずしも一致しない。併しこれら史料相互間の不一致もさることながら、これらの史料が夫々現実の土地市場をどの断面でどの程度に反映しているのかという問題が充分解明されていない。(3) 没収財産の売却は、その売却金額の多寡という財政収入の面からではなく、土地所有の社会的分布の変化の問題としてとりあげられねばならない。

〔一〕 ニュー・ヨーク郡

(1) フリック及びヨシユブ両者の利用した史料は夫々の巻末に納められている。その中ニュー・ヨーク市を含めたニュー・ヨーク郡の部分のみが比較検討出来る。この郡に関して両者に共通の史料の中最も量の多いのはニュー・ヨーク郡登記所収蔵の、南部没収委員アイザック・ストーテンバーグ及びフィリップ・ヴァン・コルトラント両名の作成した「ニュー・ヨーク市及び郡没収財産売却摘要 New York Commissioners of Forfeitures—Southern District—Abstract of Sales, N. Y. C. and Vicinity, 1784—1787.」で、厳密に照合すると両者の何れかに手稿の技術的誤謬が若干ある以外に、フリックの方にいくつもの脱落がある。それ以外の不一致は、ヨシユブのみ利用している史料から来るものである。これらは全体として、購入階層の相対的比重に多少の差を生ぜしめているが、決定的なものではない。問題は史料にではなく、分析法にかかっているのである。

(2) 没収財産売却の社会的分布

〔A〕 ジェイムズ・ダランシー領 ジェイムズ・ダランシー領の没収売却にあずかったのは富裕な商人を筆頭にジェントルマン、エスクロワア及び自由業者等で全購入価格の約七五%を占めることは「王党派の堡壘」といわれたニュー・ヨーク郡にして当然の現象である。大都市とその周辺の特徴として、農民の土地取得が極めて少く又各種手工業者・小商人・小

サーヴィス業者・海運輸送関係業者等も広汎に見られるが、もとよりその比重は一三%に満たない、寡婦の中その半ばはロバート・R・リウィングストンの娘ジャネット・モントゴメリーが占めている。このようにして、封建的土地貴族と前期的商業高利貸資本の拠点としてのニュー・ヨーク市及びその近傍では、都市上層市民及び土地貴族に圧倒されて、小生産者、小商人らは没収財産の購入から排除され、小工業者・奉公人・寡婦らは事情に迫られて購入せざるを得なかったのである。即ち、ダランシー領の一部は、多くの場合一七六一年から二一カ年の定期借地契約下に保有されていて契約満期時に、借地人は自らの負担で加えた改良を取去るよりは、保有地を買いとるか、委員会の没収・売却をうける迄借地を続けている。併しこの所領が没収されるに及んで、借地人は自己の改良の享受を続けんとする為には、委員会からこれを購入せざるを得ず、しかもその価格は皮肉にも自己の改良により高くなっていた。又一七七六年七月九日以前にリウィングストンから購入した者の所有権は無効とされたので、彼らはあらためて没収委員会から自己の土地を改良とともに再購入せざるを得なかった。更にダランシー家の借地人は先買権を与えられていなかったもので、彼らは富裕な商人・土地投機業者と公売で競争せねばならず、多くの者は競売に敗れて無一物となって行った。友人・親戚に購入資金の援助をうけることの出来たものもあったが、購入金の一部を支払って、該物件を抵当とした者は、残金を支払えぬ場合は該物件を喪失した。借地人達の度重なる請願に対して、議会は結局何らの保護措置をもとらなかつた。⁽²³⁾

〔B〕 その他の所領 ジェイムズ・ダランシーのおじオリヴァ・ダランシー、義兄弟トーマス・ジョーンズ、オリヴァの義兄弟・参事ジョン・ハリス・クルーガー、富裕な商人・大地主兼投機業者ロバート及びウィリアム・ベアード兄弟、富商ヒュー及びアレグザンダー・ウォレス兄弟、互に義兄弟の関係にあるロジャー・モリス、ピヴァリ・ロビンソン及びフレデリック・フィリップスその他の財産も同様に富商・地主・自由業者らの手に渡った。併し、オリヴァ・ダランシーの義兄弟・参事ジョン・ワッツの場合は、二人の息子が買戻しているし、富裕な商人・大地主にしてN・Y・商業会議所設立者、

同会頭アイザック・ロウの場合は、弟ニコラスが代理人を通じて購入・転売し、実質的に損失を償っている。ヘンリー・ホワイトの場合はその息子に、トーマス・ホワイトの場合は一部が未亡人に買戻されている。

かくてJ・ダランシー領以外のニュー・ヨーク郡の没収・処分は、商人・大地主・自由業者の手に全購入価格の九割以上が帰し、王党派の一族による買戻しも顕著である。かくて、没収・処分による土地所有の民主化は著しく阻害されたと見られる。

〔二〕 キングズ・クイーンズ・サフォーク及びリッチモンドの諸郡。

これらの郡でも事情は異なる所はない。⁽²⁴⁾ キングズ郡では農民・手工業者を合わせて一割にみならず、クイーンズ・サフォーク両郡でも農民が一割余で、残りの大部分は商人・地主・自由業者・未亡人らの新旧有力者層に独占されている。リッチモンド郡では二人の商人が購入しているのみである。

〔三〕 ウェストチェスター郡

この郡では史料的には専らヨシュエプの収集整理にかかる「没収財産売却摘要」その他に依存することとなる。これらの史料はニュー・ヨーク郡の場合と並んで最も豊富な脈脈をなしている。

(a) フレデリック・フィリップス領 独立戦争期に九二、一六〇エーカーあったフィリップス領では他領と著しく異なり、商人・大地主(王党派財産管理委員 Commissioners of Sequestration が三人もいる)・自由業者を合計しても、全価格の三四%にすぎず、農民層が五四%に達して、手工業者・小商人・寡婦らは七%にすぎない。元小作農民が先買権を利用して没収委員からその保有地を購入し自由農民となった事は極めて自然であり、ウェストチェスターの土地所有関係を或程度民主化したと云えよう。併し、凡ての貧しい農民・小作農・土地をもたない労働者が土地を手でできたわけではない。フィリップス領を購入した「農民」⁽²⁵⁾の契約数は一二八件(内二名以上共同購入が八件)、ヨーマン八件、職業記載なき者二〇件にも農

民が若干いるであろう。彼ら農民層の購入価格は、一概にはいえないが、エーカー当り二・五―三ポンドが大部分である。「生産力の高い土壌、安定した土地保有、適正な地代及びニュー・ヨーク市に近い為に生産物の販売市場に事欠かぬ」という事情のために、ウェストチェスターの農民で貧しい者は比較的少なく、多くは富裕であった。⁽²⁶⁾「この事実を照してのみフィリップスの小作農が農地を法外に高い値で購入出来た理由を理解し得る」⁽²⁷⁾(傍点引用者)というの⁽²⁸⁾は誇張である。ヨシュエプがその例証としてあげる一五例は、少数の最も高い例にすぎない。又彼は若干の家族は広大な面積を購入している事実をもあわせ指摘しているが、それを裏付ける史料は殆んど親子兄弟別々の契約を示して居り又大多数は一〇〇及び二〇〇エーカー代であって、彼のあげる如き面積と価格が一括契約されているのではない(但し、経営的にはどちらとも確言は出来ない)。因みに一言すれば、ヨシュエプのあげる「法外に高い」土地価格(六一―一五ドル)⁽³⁰⁾はむしろ商人・ジェントルマン・エスクワイア等の購入地に屢々見られる地価である。ともあれ、ここでは売却は、上述の限りで独立自営農民創出の役割を果している様に思われる。

併し、フィリップス領の解放が旧小作農民にとり必ずしも祝福ではなかったことは、J・ダランシー領の場合と同様である。従軍・敵の掠奪破壊・虫害などで農民は経済的に困窮していた。議会は適切な措置を何もとらなかったから、彼らは、購入資金を得る為に土地を抵当に入れざるを得なかった。彼らを待ち受けていた抵当権設定者が初代知事ジョージ・クリントン、大地主フィリップ・ヴァン・コルトラント、大商人ドミニク・リンチなど政財界などの名士であったことは申す筈もない。戦前からの旧小作農が、没収地を購入出来ないかその意志のない場合は、没収委員は該財産を私的売買か公売に附した。その場合小自由農民や貧しい小作農は大商人・大地主・土地投機業者らと競争出来る筈はなかった。没収地を購入出来ぬ小作農が何時迄もそこを動かなければ、不法占有の嫌で裁判によって追立てられるだけであった。⁽³²⁾かくて、没収財産の売却は、旧小作農民の間に既に進行していた階層的分化をふまえて、農民層そのものを分解して行く作用をもつ。かくてヨシ

ユブはフィリップス領の購入者の多くは富裕な事実上の土地所有農民で、貧農・奉公人・手工業者・労働者ではなく、又商人・地主・自由業者の活躍も注目されるべきであり、総じて土地所有の民主化は一般に考えられて来たより穏やかなものだった事は明白だ⁽³³⁾、としている。

(b) その他の所領 フィリップス領以外の五三名の王党派の財産の売却は、史料が不完全な為充分究明出来ないが事情は略々同様であるらしい。投機業者は減価した従軍恩賞地券を買集めて、額面価格で没収財産の購入にあて(一七八〇年一月四日附法律)、巨利を得た。ここでも大商人・大地主らの活動は覆うべくもない。

以上の如く、「没収財産売却摘要」「登記簿」などによると、没収財産の売却は王党派の犠牲において旧植民地貴族と新興商人・大地主・自由業者・土地投機業者らの壟断する所となり、小生産者・小市民はその恩恵に与ること少く、ウェストチエスター郡でさえも、農民革命的性格は限定された上でなければ承認されないとされる。

(22) *Liber's of Conveyance (Deeds)* in the Office of Register of N. Y. County: *Deed Books*, Division of the Land Office of the Department of State, Albany; *New York State Treasurer's Journal*, 1775—84, 2 vols., State Library, Albany; *New York Treasurer's Accounts*, 1775—97, 2 boxes, State Library, Albany. 以下略。(Yoshpe, op. cit., p. 123)

(23) Yoshpe, *Ibid.*, pp. 32—37.

(24) 但し、これ等の諸郡の史料はどこ迄実情を反映しているか疑問である事は前述した。

(25) Yoshpe, *Ibid.*, Appendix 2, F, pp. 139—150, p. 52 note 79. 但し、"Additional Records of Sales of Forfeited Estates, Sales Upon Locations" (pp. 150—153) は将来の分析にまたねばならぬことを遺憾とする。

(26) Yoshpe, *Ibid.*, p. 54. 農民の社会経済的存在形態、その地位の高さをこそ、農民をして没収財産の売却から利益をひき出すことを可能とせしめた理由であるから、この指摘は注目に値する。

(27) Yoshpe, *Ibid.*, p. 54.

(28) Yoshpe, *Ibid.*, p. 54.

(29) Yoshpe, *Ibid.*, p. 55.

(30) Yoshpe, *Ibid.*, Appendix 2, F, pp. 139—147 *passim*.

(31) Yoshpe, *Ibid.*, p. 56.

(32) Yoshpe, *Ibid.*, pp. 56—59.

(33) Yoshpe, *Ibid.*, p. 59.

併し、一体右の諸史料に現れた「購入者」は購入財産の現実利用者か、又「購入者」による転売はすべて投機的であったか。問題は複雑に入り組んで居るが、没収財産が結局どの様な経路で誰によって把握されて行くかという、土地市場の構造に関わるものである。

独立戦争終了後の「合衆国を特徴づけるとすれば、それは投機の国ということだ」とは外国人旅行者の観察である。没収委員による売却は土地投機の狂熱をよびおこしたが、没収財産の実際の売買の全貌は、上述の没収委員からの購入のみならず、購入者達により行われたいわば二次的売買をもあわせて分析することによってのみ把握される。というのは、購入者は購入財産を直ちにあるいは或る期間ねかした後転売しているからである。だが転売にも二つの類型があるのである。

(1) 投機業者による転売。

第一は、代理人が「彼自身の為及び某々から受託され彼らの為に」購入し、彼自身及び某々の間に分割する方式である。第二は、数名が共同で購入した形式をとりつつも、実際は購入すると直ちにその中の一名に他の者達が譲渡する方式、第三は、個人が購入して、これを分割・転売する方式である。第四は、投機業者が「購入者」として直接「没収委員」から購入せず、「購入者」から買叩いて集積し転売する方式である。現実にはこれらの方式が複雑に組合わされて、投機的売買の連鎖を形成することとなる。かかる各種の転売はニュー・ヨーク郡に限らず、他のどの郡にも見られる。併し、投機の舞台に躍った者達はすべて巨利を博したかという、決してそうではない。先ず、没収委員からの「購入者」の中には、購入

金を支払えなかつたり、その他の理由で(いずれも過剰投機に由来する)、購入金を下廻る価格で手離さざるを得ぬ者があり、又購入金調達のためその財産を抵当に入れたまま流さざるを得ない者、困窮せる投機業者を犠牲にして更に大規模に投機を行いつつも、自らの過剰投機の為に破産投獄される者などがあり、まさしく混沌たる様相を呈する。「欺瞞と商略」の中から脱落して行く者あり、巨富を積む者あり、前期的資本は一八世紀末から一九世紀初にかけて歴史の舞台の主役であるかの如くである⁽³⁴⁾。だがその下部には、植民地時代以来農民達の反地代・所有権安定化運動が繰り返されて居り、東部からはニュー・イングランドの自由土地所有と共和主義の迫るあり、西部もやがてその廉い穀物を以て地代搾出の基盤を掘り崩し始めつつあり、これらの繁栄は半世紀後には幻影と化する。

〔2〕 農民・小市民の転売。

「投機熱があまりひどいので社会の下層階級もこれに感染した」。この種の「投機」から利益をあげた者もいるが、注目すべきは、その「投機」により彼らの財産が再び投機的商人・富裕な地主の手に渡り、王党派財産の売却による民主化傾向は弱められた。都市でも農村でも農民・手工業者・寡婦などが購入地の一部又は全部を売却し、商人・地主らは嘗ての自己の、あるいは自己が新たに加入した階級に属していた、財産を回復した。ある者はそれらを定期賃貸する事によって、有利な収入源とし、かくて絶えず価値の昂騰して行くこれらの財産を保持しつづけた。だが大部分は一九世紀を通じて入手した財産を小さく分割して下層階級に転売して行った。こうして王党派財産は徐々に下層階級の手に渡ったとはいえ、抜目ない地主・商人・投機業者らは既に黄金の収穫を刈取っていたのだ、とヨシュエは強調する⁽³⁵⁾。たしかに、下層階級の財産が一部分商人・地主らの手に再び渡り、上層市民の土地貴族・寄生階級化⁽³⁶⁾が起ったとしても、他方に於て彼らの手から分割・放出される小土地を農民・手工業者・小商人らが把握して行く方向も絶えず見られることはリヴィングストンや大商人サンズ Sands 家の分割転売の例にも明らかである。又これら小市民相互間の売買も(史料的には研究の現段階では何ら裏付け得ないが)あり

得たであろう。それ故筆者は、農民・手工業者らの土地売買を、商人・地主らの投機と同質の転売と見たり、商人・地主の側からのみ、商人・地主の投機の対象としてのみ見る方法⁽³⁷⁾に「投機熱に感染した」という把握の仕方に疑問をもつものである。転売の二類型、すなわち商人・地主型と農民・小市民型の転売は、歴史具体的には複雑に絡みあっていて区別するには困難を伴うであろうが、上層市民が土地貴族化⁽³⁸⁾に寄生階級化して行く方向と、生産的階級が土地を把握して行く方向、この二つの方向は質的に範疇的に区別されねばなるまい。

(34) 以上の史実は Yospe, *Ibid.*, pp. 63-78.

(35) Yospe, *Ibid.*, pp. 74-78.

(36) 勿論そこには幾重にも収奪が行われたであろうし、その収奪が近代的生産力の展開にマイナスに作用したことも認められねばならない。

(37) Yospe, *Ibid.*, Appendix 3. *Illustrations of the Subsequent History of the Loyalist Estates, A* (pp. 154-156). リヴィングストンによるニュー・ヨーク市内所在ダランシー家所有地の分割売却の場合には、大都市に特有の大工・石工・鍛冶屋・靴工・船大工・刃物工・肉屋・食料品屋・敷石工などが多く見られる。B (pp. 156-166). ブルックリン所在 John Papajic 領一六〇エーカーを *Conf. Fort and Joshua Sands* が分割売却した場合は、全購入価格の中、商人が約三〇%、ジェントルマン及びエスクワイア約一〇%、自由業者約二〇%、他は極めて少い農民を除けば、各種手工業者・小商人ら小市民層が残りの大部分を占めている。右の二つの転売の例は大都市内部で農村地帯ではないが、こうして次第に小生産者・小市民層の手に移転して行くことは窺うことが出来よう。農村地帯、特に農民の勢力の強い地方ではこの様な傾向は一層顕著にあらわれるであろう。

(38) Yospe, *Ibid.*, p. 74. 傍点筆者。

四

以上、フリック及びヨシュエの両説を、その史料的根拠に迂迴って検討した結果、このようにいうことが出来よう。独立戦争期のニュー・ヨークの王党派財産の没収と売却は、単なる憎悪や処罰のあらわれでなく、又独立派の財政収入源であっ

ただけでもなく、王党派に属した大商人やパトルーシンの・マナー的領主——封建的領主制の植民地的形態——による植民地内部の専制寡頭制・土地独占のこぶを、爆破除去して行く全一連の過程の表現である。それがどれ程大商人・大地主・土地投機業者の跳梁により、土地改革としての意義を滅殺されていようと、ニュー・イングランドの「タウン・システム」を拠点として、独立自由な農民層が中部・西部へと浸透して行き、連邦土地政策の変貌を通じてかの「ホームステッド法」に至りつくあの直接生産者による土地把握過程の一コマであることは明白である。ニュー・ヨーク南部についていえば、大商人・大地主・土地投機業者の勢力の強い地域ほど農民・小生産者・小市民の土地取得は困難であり、農民層の富裕で自立度の高い地域ほど、土地改革の相貌を呈して居り、直接生産者・小市民が土地を自己のものとしてつかむことが出来るか否かは、彼らの社会経済的地位による。しかし、又没収財産の売却は、直接生産者・小市民の間の所与の歴史的条件を媒介として、彼らを分解して行く。而してこのことは実は広くイギリス・フランスの史実によっても裏づけられていることだからのである。(一九六二・五・二二稿。六・二八加筆。)

本稿は別稿とともに昭和三七年度慶応義塾学事振興資金による「アメリカ土地制度史の研究」の一部である。

いわゆる西洋封建制度について

宇 尾 野 久

J・カルメットはその著「封建社会」の中で、大要次のように述べている。
「中世を特徴づけ、一面では古代の政体に対置され、他面では現代の政体に対置される社会政治的なレジームを“feodal”と呼ぶ。

例えば、ことばのつごう上「日本封建制度」または「モロッコ封建制度」と言う場合實際上多少外面的な類似から正当化できる比喩的な表現を用いるのであるが、しかし正確さを要求することはできない。進歩の平行性を信ずることは、(進歩と云う)ことばにだまされ易いしまた何らかの誤りをおかすことにもなる。実際“la feodalité”はもともと西洋的(occidental)であり、また中世的(médiévale)である。(J. Calmette, La société féodale, p. 1, 1947.)

ここでカルメットは封建制度をあきらかに古代社会の国制と対置することによって時代的な対比を行なうと同時に文化圏としてのオリエント又はアジア社会の封建制度と対置することによっていわゆる occidentale な feodalité の純粹さ又は嚴